

2009年7月17日

TBSテレビ『情報7days ニュースキャスター「二重行政の現場」』について

BPO放送倫理検証委員会委員長 川端和治

1. 番組の内容

TBSテレビ『情報7days ニュースキャスター』は、2009年4月11日放送の地方自治特集のなかで、「二重行政の現場」として大阪府道と国道との交差点の清掃作業を取り上げた。これは、大阪府の清掃車が大阪府道と国道との交差点でブラシを上げ、清掃しないで通過する映像の後に、「国道にさしかかると清掃をやめなければならない。」「おまけにブラシを止めたおかげで、交差点手前の道路に、ゴミが残ってしまう。職員がほうきで掃除するしかない。」というナレーションを付して放送したものである。TBSテレビは、4月25日、このシーンについて「府道と国道の交差点において、管轄が違うという理由だけで、ブラシを上げることはない、とのことでした。」「撮影した場所で、通常こういった作業は行っておらず、行き過ぎた表現でした。誤解を与えかねない表現になったことを、お詫び申し上げます。」とのお詫び放送を行った。

この件について委員会はTBSテレビに対し質問を行い、6月26日末尾添付の通りの回答を得た。

2. 委員会の結論

大阪府の清掃車は、通常、府道と国道の交差点でわざわざブラシを上げて横断するようなことはしていないし、ブラシを上げて横断するために交差点の手前にゴミが残り、その清掃が必要になるという事実もない。従ってこの番組が報じた内容が事実と反するものであったことは明らかである。

しかしながら委員会は、この番組について審議の対象としないこととした。事実と反する報道が放送倫理に違反することは明らかであるから、それにもかかわらず委員会が審議して意見を公表する必要性を認めなかった理由について説明しておく必要があるであろう。

第一の理由は、問題の小ささである。

この番組は、国と地方自治体の二重行政によって無駄が発生しているという問題を追

及するために制作されたものであるが、TBSテレビが回答書で自認しているように、番組が本来追及すべきテーマは大阪府内の府道と国道の道路維持管理を府か国が一元的に行えば概算で6億円の予算を削減できるということである。このことから言えば全く適切でない例を取り上げたことにこそ、最大の問題があると言うべきである。府道と国道の交差点で大阪府の清掃車が国道部分も清掃していようと清掃しないで通過していようと、二重行政の無駄を象徴する例としては適切であるはずがないのであり、結果としてこの番組は、そもそもどちらでもいいような些末なことがらについての報道になってしまっている。

このようなことになった理由の根本には、事実の忠実な伝達よりも「わかりやすい映像」「つよい映像」を作り出すことを優先する演出が、情報番組や報道番組でおこなわれているという問題がある。二重行政の無駄という重要な問題を「わかりやすい映像」で示せる事例を探したために、府道と国道の交差点での清掃作業はどうするのかという些末な問題を取り上げることになり、しかもそれを、ブラシを上げて交差点を渡る清掃車をレポーターが走って追いかけて運転手にその理由を問いただすというあざとい演出による「つよい映像」で、重要問題であるかのように見せることになったのである。

しかしながら委員会は、このような小さな問題についての誤りまでをことさらに取り上げて審議するまでの必要性を認めなかった。なお、映像優先の演出の問題点自体は、テレビ朝日の『報道ステーション』マクドナルド元従業員制服証言報道に関する意見(委員会決定03号)をはじめとして、すでに委員会が何度も指摘したことである。

第二の理由は、TBSテレビの詳細な回答書から明らかなように、このような誤った報道に至った経緯、担当ディレクターが誤った認識を持った理由、それをチーフディレクターや制作プロデューサーがチェックできなかった理由が、すでに当該局自身の調査によって解明されていることである。さらに、その調査によって認識された取材制作上の問題点についても、当該局により再発防止策が自主的に策定され実行されている。委員会はこの回答書を点検したが、当該局の調査内容や今後の改善策は納得のできるものであると認められ、さらに委員会で審議検討して意見を述べるべき問題点が残されているとは考えなかった。また当該局の内部処分も6月23日に実施済みである。

放送の過ちは、まず、当該局がその過ちを自覚し、その原因を自ら究明し、再発防止策を策定して実施することにより、自主的・自律的に是正されるべきものである。なんと言っても当該局の真摯な反省と改善に向けた取り組みこそが、最も効果的に番組内容を向上させるのである。もちろん委員会は、過ちをおかした局の取り組みが不十分であるときや事案の内容が重要であるときは、放送倫理の維持向上を任務とする第三者機関として、委員会の「意見」を公表し、あるいは「見解」を述べ「勧告」を行うのであり、

そのことについてはいささかの躊躇もない。しかし、それほどの重要性を持たない事案については、既に当該局の自主的な取り組みが十分に行われているときにまで、さらに審議の対象とする必要は基本的にはないとする。たとえ放送界によって自主的に設置された第三者機関によるものといえども、その「意見」「見解」「勧告」が真に必要な範囲を超えて出される時には、番組制作者の意欲を削ぎ、豊かで多様な表現を萎縮させる効果を持ちかねないのであり、それはかえって放送の質を向上させるという根本目的に反する結果をもたらすであろう。

この意味で、委員会は、この番組について当委員会が討議中であることを知りながら、総務省が6月5日に厳重注意の行政指導を行ったことについては、重大な懸念を抱かざるを得ない。言うまでもなく総務省は、当委員会とは比較にもならない強大な行政権限を放送局に対して持っているものであり、その指導がもたらす表現の自由の萎縮効果について一層慎重な配慮をするべき立場にある。従って、少なくとも放送界側の自主的・自律的機能の十全な発揮が期待出来る限り、その結果を基本的に尊重することが、総務省のあるべき態度なのではないだろうか。

委員会としては、今後も放送倫理と番組の質の向上のために尽力する決意である。この番組については審議の対象としないこととしたが、委員会の姿勢に対する誤解や疑念が生ずることのないよう、ここにその理由を明らかにすることにした。委員会は、この事例も、これまで委員会が審議あるいは審理した事案同様、広く「他山の石」として参照されることを望みたい。

以上